

吉原拠点施設整備業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

この要領は、台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会（以下、「協議会」という。）が開設する吉原拠点施設の整備業務を委託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めるものである

1 委託概要

(1) 業務名

吉原拠点施設整備業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

※ ただし、プロポーザルにおいて優先交渉権者が提案する内容を基に協議の上、仕様の内容を決定する

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

(4) 提案上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする

※上記の上限額には、本業務を履行するために必要な全ての経費を含む

(5) 支払方法

委託業務の終了後、受託者の請求に基づき支払うものとする

2 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての条件を満たすこと

また、参加申請時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合、本募集に係る申請は無効とする

(1) 一つの事業者で参加する場合（以下「単体企業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること

イ 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと

ウ 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること

カ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと

キ 本業務又は類似業務に関する十分な実績を有する従業員を雇用していること

ク 事業所（営業所）が東京都、または隣接県にあること

ケ プロポーザル実施要領公表時点において、納期の到来している国税及び地方税を完納していること

(2) 複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）は、共同企業体に参加する事業者（以下「構成員」という。）を代表する者（以下「代表者」という。）については、次に掲げるアからウの要件を全て満たすものとする

ア 代表者は、(1)の全ての要件を満たし、かつ、代表者を除く構成員が、(1)

- のアからキ、ケまでの全ての要件を満たす者であること
- イ 各構成員は、他の共同企業体の構成員になること、及び単体企業として参加することはできない
- ウ 共同企業体結成に係る協定を参加申込書提出時に締結していること

3 選定スケジュール

※審査結果等についての問合せには応じないものとする

内容	期間（必着）
公募開始（実施要領等の公開）	令和6年5月27日（月）
質問受付期間	令和6年5月30日（木）から 6月14日（金）15時まで
吉原拠点施設予定地での説明会 参加申込受付	令和6年6月3日（月）正午まで
吉原拠点施設予定地での説明会	令和6年6月5日（水）午後予定
参加申込書等の提出	令和6年6月11日（火）15時まで
質問回答期限	令和6年6月21日（金）
提案書等の提出	令和6年6月28日（金）15時まで
一次審査（書類審査）	令和6年7月上旬
一次審査結果及び プレゼンテーションの時間等の通知	令和6年7月上旬
二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年7月18日（木） ※予定
結果通知・公表、契約締結	令和6年7月下旬以降

4 提出書類

本プロポーザルに参加を希望するものは、以下のとおり、必要書類を提出すること

(1) 提出書類の作成

ア 東京都台東区競争入札資格を有する者

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合のみ
- ④ 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等（直近決算期3年分）
- ⑤ 業務体制図
- ⑥ 業務実績
- ⑦ 提案書
- ⑧ 見積書 ※見積書の積算内容は「一式」とするだけでなく内訳を記入すること
- ⑨ 東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（印鑑登録証明書含む）の写し

イ 東京都台東区競争入札資格を有しない者

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合のみ
- ④ 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等（直近決算期3年分）

- ⑤ 業務体制図
 - ⑥ 業務実績
 - ⑦ 提案書
 - ⑧ 見積書 ※見積書の積算内容は「一式」とするだけでなく内訳を記入すること
 - ⑨ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）〔正本〕（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ⑩ 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書（直近決算期2年分）
 - ⑪ 納税証明書その1（法人税）（直近決算期2年分）
 - ⑫ 納税証明書その1（消費税及び地方消費税）（直近決算期2年分）
- ※⑩から⑫までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る

(2) 書類の提出

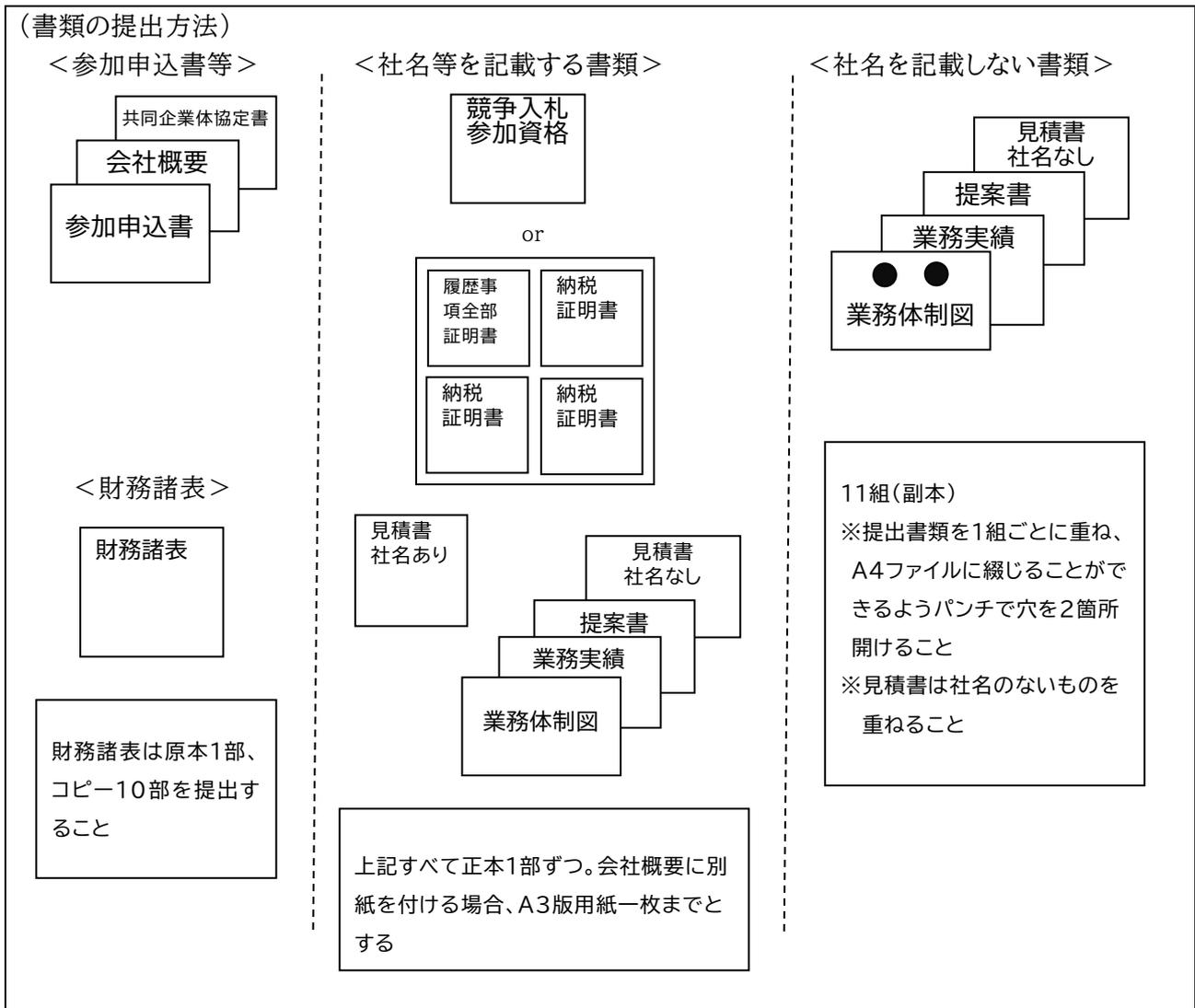
- ア 上記①～③は令和6年6月11日(火)15時必着
- イ 上記④～⑫は令和6年6月28日(金)15時必着。上記の書類を全て揃えて提出すること。郵送又は持ち込みで提出すること。また、提出形式は紙媒体の他、電子ファイル（CD-ROM 若しくは DVD-R/W）を提出すること。データはマイクロソフト社 Microsoft 365®に対応する形式のものとする
- ウ 提出書類は、持参又は郵送にて、協議会事務局に提出するものとする
 【提出先】〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号
 台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会事務局
 （台東区役所文化産業観光部文化振興課大河ドラマ活用推進担当内）

(3) 提出書類の作成にあたっての注意事項

- ア 特に指定がある場合を除き、原則A4版用紙を使用し、文章は横書きとする
- イ 文字サイズは、12ポイント以上とする。図やイラストを用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること
- ウ 見積書を除き、提出書類に記入欄がないものについては会社名、社章等、ロゴマーク等、作成者が分かる表示は一切しないこと
- エ 共同企業体で参加する場合、「②会社概要」は構成員ごとに作成すること。また、共同企業体協定書は構成員ごとに所持し、1部を「①参加表明書」等とともに提出すること
- オ 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は、受け付けない

カ 各書類について

書類の名称	記述内容等	提出部数	提出期限
① 参加申込書	参加申込書(様式1)	1部	6月11日 (火) 15時まで
② 会社概要	会社概要(様式2)		
③ 共同企業体協定書	共同企業体の場合のみ提出		
④ 財務諸表	財務諸表(直近決算期3年分)	原本1部 コピー10部	6月28日 (金) 15時まで
⑤ 業務体制図	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類はA4版4枚までとし、書式は任意とする 役割を明記した図解による実施体制を記載すること 業務担当者の適切な人員配置、緊急時やセキュリティに関する体制も必ず記載すること 	正本1部 副本11部 ただし、正本のみ社名押印し、副本は社名などを伏せること	
⑥ 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類はA4版4枚までとし、書式は任意とする 本件と同種業務または類似業務に関する契約の履行、もしくは本業務に活用できると推測される関連実績がある場合は、その概要を記載すること 業務種別、業務内容、期間、経費、事業主体、主な実績は記載すること 		
⑦ 提案書	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類は目次含むA4版15枚までとし、書式は任意とする 企画内容を記載した書類を提出すること 記載内容には、冒頭に企画提案のポイントをまとめた概要(1ページ以内)を盛り込むこと 企画提案書の中に整備後のイメージがわかるような外装及び内装のイメージパースを記載すること。 整備着手から完了までの業務工程を記載すること。 		
⑧ 見積書	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の正本については、表紙に社名及び代表者職氏名を記載のうえ、社印及び代表者印を押印すること。副本については、容易に提案者を特定できるような情報社印、ロゴ等の記載は行わないこと 積算内容は、「一式」とするだけでなく、費用の積算内容を詳細に記入すること 別紙仕様書6「整備方針」の内容ごとの内訳を示すこと。 		
⑨ 以降	東京都台東区競争入札資格に関する事		東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(印鑑登録証明書含む)の写し
	東京都台東区競争入札資格を有しない者の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの) 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書(直近決算期2年分) 納税証明書その1(法人税)(直近決算期2年分) 納税証明書その1(消費税及び地方消費税)(直近決算期2年分) 	各1部



(4) 提出書類の取扱い

- ア 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の変更は認めない
- イ 事業者の選定の有無にかかわらず、提出書類は返却しない
- ウ 提出書類は事業者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある
- エ 提出書類（上記ウで複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない
- オ 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、協議会に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること
- カ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、東京都台東区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月15日台東区条例第2号）の規定に準じて取り扱う
- キ 提出書類の内容について、別途確認し、追加書類を求める場合がある

5 吉原拠点施設開設予定地での説明会

(1) 説明会概要

日時 令和6年6月5日(水)午後実施予定（1時間程度）

場所 吉原会館（千束4丁目24-12）

(2) 申込方法

参加を希望する場合は、吉原拠点施設予定地での説明会申込書（様式第3号）により、電子メールで提出すること

- (3) 申込書提出先メールアドレス
tsutaju.m3t@city.taito.tokyo.jp
- (4) 申込書の提出期限
令和6年6月3日（月）正午まで

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
質問がある場合は、質問書（様式第4号）により、電子メールで提出すること
- (2) 質問書の提出先メールアドレス
tsutaju.m3t@city.taito.tokyo.jp
- (3) 質問書の提出期間
令和6年5月30日（木）から6月14日（金）15時まで
- (4) 質問に対する回答方法
受け付けた質問及びその回答は、参加資格を認めた者全員に対して電子メールにて回答する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定に当たって公平性を保つことができないと協議会が判断した場合は、回答しないことがある
- (5) 質問の回答
令和6年6月21日（金）までに回答する

7 審査及び選定

- (1) 審査の基準
協議会が設置する吉原拠点施設整備業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、審査を行う
- (2) 開催日程
一次審査 令和6年7月上旬
二次審査 令和6年7月18日（木） ※予定
※二次審査の集合時刻及び審査会場等の詳細は、提案書等を提出した者に対し、後日電子メールにて個別に連絡する
- (3) 審査方法
 - ア 一次審査
書類審査とする。選定委員会において提出書類を審査し、二次審査の対象となる提案者を選定する。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることや、ヒアリングを行う場合がある
 - イ 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）
一次審査を通過した提案者を対象に、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、本業務の適正を判断する
 - (ア)使用機材
プロジェクター（HDMIケーブル）、電源、延長コード及びスクリーンは本協議会が用意する。パソコンを使用する場合は各自で用意すること
 - (イ)説明時間
1事業者につき30分程度（企画提案説明15分程度、質疑応答15分程度）
 - (ウ)提案者側の参加者
1事業者につき人数は3名以内とし、プロジェクト責任者が説明を行うこと

(エ)留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとする。企画提案と異なる内容の説明は認めない。なお、プレゼンテーションで用いる資料は、すべて7月11日(木)正午までに、PDF又はPPT形式で、「4 提出書類 (2) 書類の提出先 ウ」に記載の宛先に送付すること

プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする

参加者が1社であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計の得点率が60%未満の場合は、本業務の優先交渉権者として選定しない

また、合計点が同じ事業者が2者以上ある場合は、最高評価の項目が最も多い者を選定する

(4) 評価基準

評価項目	評価事項	配点
全体	・本業務の目的及び内容を十分に理解し、業務に関する全体像を適切に把握できているか	10
実績	・直近5年間で、類似する施設の整備業務を受託し、業務を完了した実績があるか	5
業務遂行力	・業務の実施体制は適切か。また、緊急時に即応可能な管理体制がとられているか ・本委託業務を遂行する十分な能力や経験を有しているか ・実施スケジュールは的確で具体性があるか	15
外装	・蔦屋重三郎が開業した「耕書堂」のイメージに添った外装及び吉原の文化的空間を感じられる装飾となっているか ・開館時間外に訪れた方にも楽しめるような装飾が施されているか ・運営終了後も引き続き利用することが出来る装飾デザインとなっているか	40
内装	・外装を踏まえたトータルデザインに添った内装及び備品の提案がなされているか。 ・開館期間終了後に原状復帰可能な装飾となっているか	20
企画力	・トータルデザインとして施設全体の装飾の調和がとれているか ・仕様書で要求する項目以外のもので、地域活性化に資する効果的な提案があり、実現可能性が高く効果的か	10

(5) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 見積額が提案上限額を超えた場合
- オ 参加資格要件を欠くことになった場合
- カ 優先交渉権者決定までの間に、事業者選定に関して応募者やそれと同一と判断される団体等が自己を有利に又は他の応募者を不利にするような選定者及び選定者が所属する団体への働きかけを行った場合
- キ その他本実施要領に違反するなど選定委員会が不適格と認めた場合

(6) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、各応募者に通知するとともに、優先交渉権者のみ公表する。ただし、

- 各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式等は公開しない
- イ 審査結果についての問い合わせには一切応じない
 - ウ 審査経過や審査結果に対する異議申し立ては受け付けない
 - エ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合がある

8 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と本協議会は、契約締結に向けて仕様書の細目及び契約条件について協議を行う。この協議に際しては、必要に応じ優先交渉権者の提案に対して修正を求めることができることとし、優先交渉権者は、誠実に協議に応じるものとする。なお、優先交渉権者との協議が不調のときは、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う

9 委託料の支払い

委託業務の終了後、受託者の請求に基づき支払うものとする

10 その他

- (1) 本プロポーザルの提案にかかる一切の経費は提案者の負担とする
- (2) 1提案者につき、提案は1案限りとする
- (3) 本募集に関して提出された応募書類は一切返却しない
- (4) 協議会が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある
- (5) 協議会からの指示がない限り、書類提出後の差し替えは認めない
- (6) 提出書類の著作権を含む全ての知的財産権は、協議会に帰属する
- (7) 再委託は認めないものとする。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない
- (8) 電子メール等の通信事故、郵便等の事故、その他いかなる事情により質問票及び提案書類が協議会に届かない場合にも、協議会は一切責任を負わないものとする
- (9) 審査に関する書類を提出後、応募を辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること
- (10) 業務に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって優先交渉権者と協議会は、審査の結果、採択された企画提案に基づき委託業務の内容の詳細を別途協議・調整の上、契約内容を決定する
- (11) 本要領に内容を追加、修正する場合、適宜、区HPにて公表する

11 問合せ先

台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会事務局
(台東区役所 文化産業観光部 文化振興課 大河ドラマ活用推進担当内)
〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号
電話 03-5246-1118 FAX 03-5246-1515
mail tsutaju.m3t@city.taito.tokyo.jp